

(仮称) 野洲市民病院の整備を進めています

平成32年10月
開院予定

～「新しい自治体病院の実現」をめざします～

野洲市では、(仮称)野洲市民病院を地域の中核医療機能を果たす病院として、野洲駅南口に整備します。安心して生活できる都市づくりのため、最新・最良の医療サービスを市民が、いつでも安心して受けられる市民病院をめざしています。

また、駅前という立地条件を最大限に活かした病院の運営・経営を行うとともに、機能的で、景観と環境に配慮した施設、医療機器等の更新など運営が行いやすい施設とします。

『心と体の健康をテーマに
人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり』



注：これは野洲駅南口周辺整備構想検討の最終段階の提案です。上記の整備構想のコンセプトをイラスト化したもので、建物の形状や配置等は現計画内容等と異なります。

● 病床規模

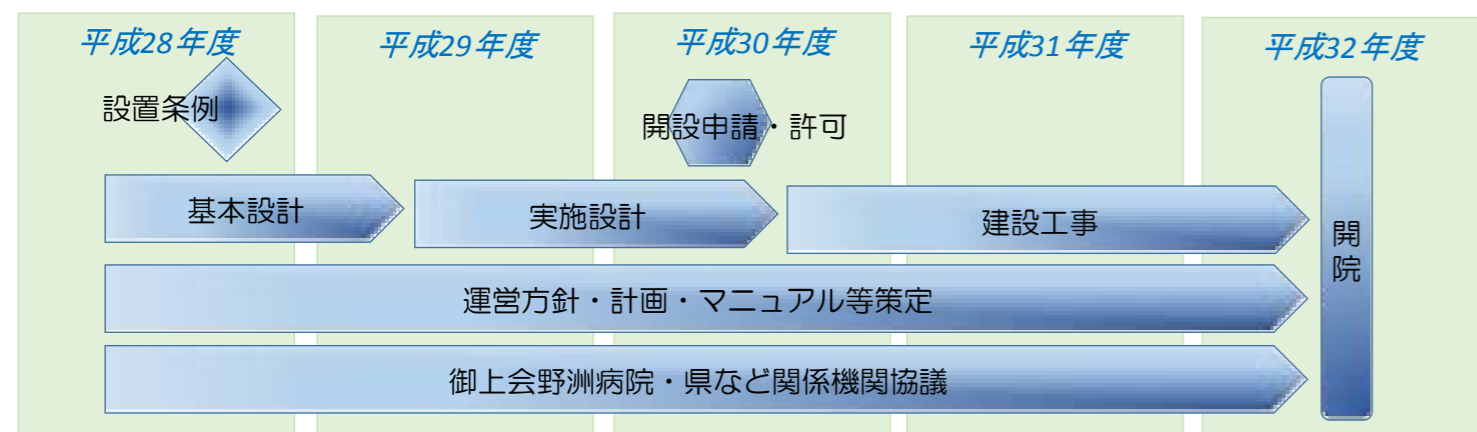
一般病棟	回復期リハビリテーション病棟	地域包括ケア病棟	合計
100床	50床	49床	199床

● 診療科目

下記の診療科を基本とします。

- 内科
- 小児科
- 外科
- 整形外科
- 婦人科
- 泌尿器科
- 眼科
- リハビリテーション科
- 人工透析

市民病院整備スケジュール



施設の概要

● 事業用地

位置：野洲市小篠原字向平田2203番地1外敷
敷地面積：約5,500㎡

● 施設規模

施設延床面積：14,925㎡ (75㎡/床)
建築単価：36万円/㎡
建築面積：4,400㎡

● 周辺交通環境

- ・隣接地に立体駐車場を整備 約250台確保(病院と渡り廊下で接続予定)
- ・コミュニティバス全5路線、路線バス、タクシーが野洲駅にアクセス

● 施設整備の視点

患者にやさしい施設

- ・バリアフリー構造とユニバーサルデザインの採用
- ・患者等の安全とプライバシーに配慮

環境に配慮した施設

- ・省エネルギー化・省資源化等を推進
- ・周辺景観と調和するデザインの採用と建物配置

職員が働きやすい施設

- ・業務効率を考慮した機能配置
- ・リフレッシュできる空間づくりや職員間のコミュニケーションの行いやすさを考慮

地域に認められる施設

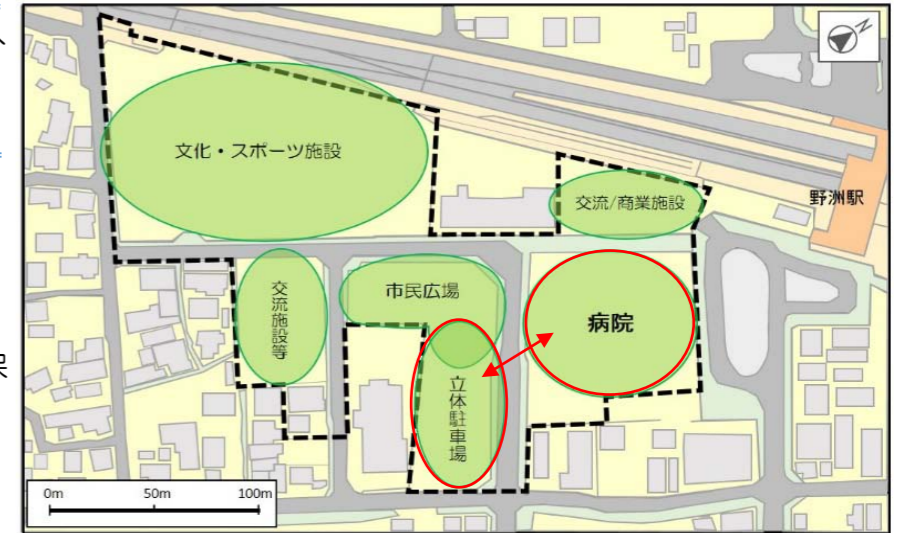
- ・医師・看護師等の優秀な病院スタッフを確保し、健全で持続可能な病院運営を実践
- ・駅前という立地条件を最大限に活かした周辺施設との接続を踏まえた安全な交通環境への配慮

災害対応を想定した施設

- ・耐震性能に優れた構造
- ・地震発生時の医療機器等への影響を配慮した施設

経営に資する施設

- ・メンテナンスが行いやすい構造と維持管理費の削減を考慮したライフサイクルコストを重視した施設
- ・新たな医療機器の導入や設備機器の変更等に対応できる柔軟性を考慮



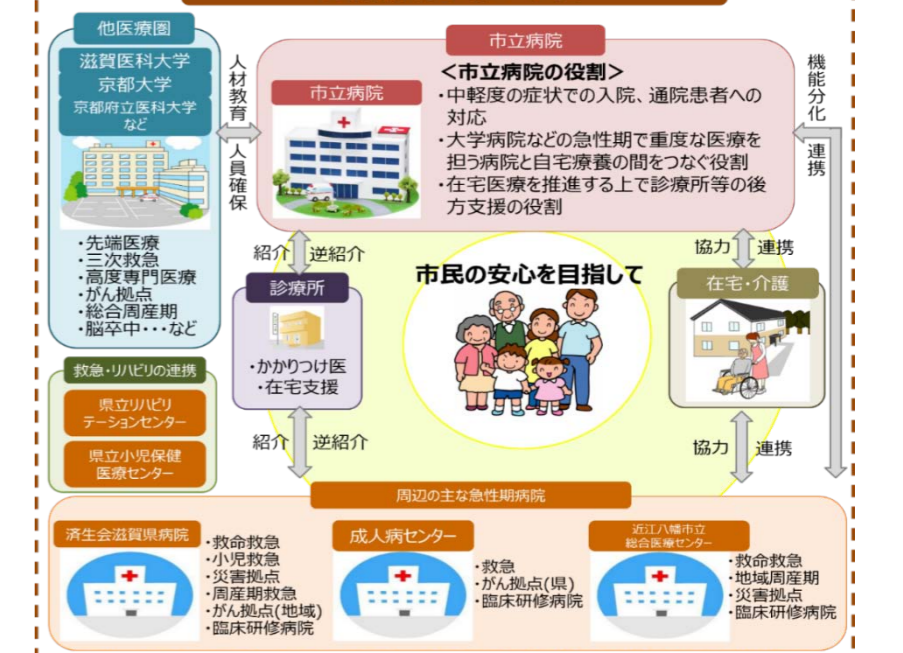
市民病院が提供する医療

医療機能の分化・連携により、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する「地域完結型医療」をめざします。

● 市民病院の役割

- ・中軽度の症状での入院、通院患者への対応
- ・急性期で重度な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割
- ・在宅医療を推進する上で診療所等の後方支援の役割

連携体制のイメージ図



運営の方針

- ◎市民から信頼され、市民が利用しやすい病院運営をめざします。
- ◎医師会等の関係機関との連携を密接にし、最適な医療サービスの提供を行います。

●運営形態

- 地方公営企業法の全部適用で市による直接運営を行います。
→市民から信頼される経営責任の明確化と経営の透明性を確保
- 市民が利用しやすい医療施設と体制の構築

●物品等の調達

- 公平・公正性を確保し、コンプライアンスを徹底して行います。
- 事務職員の専門性を高め、信頼関係の中で安定的な調達を行います。
- 経済合理性を高め、最大限民間病院並みの調達を行います。

●環境への配慮

- 省エネルギー、省資源、廃棄物減量、リサイクルを推進し、汚染の予防に努めます。
- 環境に悪影響を与える緊急事態を想定し、その対応を講じます。
- 環境に影響を与える業務を定期的に見直し、継続して改善するよう努めます。
- 職員を含めた全員の環境保全に対する意識の向上を図るため、環境訓練を行います。
- 職員を含めた全員に方針を周知し、方針とその評価結果は外部に公表します。

医療スタッフの確保と育成

●職員の採用

- 大学と連携した医師確保のほか、地域事情に精通した医療スタッフを活用し、計画的に必要な医療スタッフを確保します。
→滋賀医科大学、京都大学等との連携を基本とします
- 公募や選考により、資格・能力・実績・意欲等を評価して採用します

●職員の処遇・任用方針

- 働きやすい職場、働きがいのある職場を整備します。
→資格・能力・実績・意欲等を適正に評価
- 地方公営企業法全部適用による病院事業独自の給与体系を定める。近隣の公立病院や民間病院の水準を勘案して設定

●職員の育成

- 医療スタッフ等の能力向上の機会や場を設けます。
- 医療経営の専門スキルを有する事務職員を育成します。

特色ある機能の整備

～地域包括ケアの構築と市民の福祉・健康づくり体制の充実～

疾病予防から外来、入院治療、在宅療養支援、福祉連携まで切れ目のないサービスを提供
地域に密着した病院として、地域ニーズに応えるサービスを提供

地域ニーズにあわせた連携機能を整備します

- ・総合診療内科機能を整備します。
- ・回復期リハビリテーション病床及び維持期にも対応した地域包括ケア病床を整備します。

特化した専門医療機能を整備します

- ・がん化学療法機能を整備します。
- ・内視鏡の検査機能や治療機能を強化します。
- ・糖尿病患者の重症化予防と合併症予防を重点的に行います。

健康管理センターを整備します

- ・人間ドッグ、市のがん検診、特定検診等、幅広いメニューを提供します。
- ・野洲市健康福祉センターと連携し、健診後の継続指導や、健康維持予防に関する支援に積極的に対応します。
- ・患者サポートセンター、地域包括支援センターと連携し、認知症の早期発見など介護予防に向けた取り組みを行います。

患者サポートセンターを整備します

- ・院内外における総合的な窓口として、患者に関する情報を一元管理します。
- ・地域医療機関や訪問看護ステーション、各種福祉施設、行政機関との連携を強化するため、医療福祉相談、がん相談、在宅支援サービス及び地域医療連携などの機能を集約します。

地域包括支援センターを整備します

- ・患者や地域住民に、保健・医療・福祉支援まで一体的なサービスを提供します。
- ・医療と福祉を合わせた在宅療養支援を行い、地域包括ケアシステムを下支えします。
- ・健康管理センターと連携した医療・介護予防の取り組みを企画し、介護予防支援事業を推進します。

新たな福祉施策の展開のための機能を整備します

- ・子育て支援施策の一環として病児・病後児保育機能を整備します。
- ・市が先進的に取り組んでいる市民生活相談機能を設置することで、さらなる充実を図ります。

4つの事業に対応

1 救急医療

- ・在宅医療の支援としてウォークイン患者への対応
- ・初期救急対応時のトリアージ機能（1次から2次救急対応可能な救急外来）

2 周産期医療

- ・各種相談対応や近隣医療機関への紹介
- ※新病院は、婦人科医療機能に集中し、周産期医療は地域連携で対応

3 小児医療・救急

- ・1次から2次救急までの小児救急対応を基本
- ・休日夜間対応や電話相談など、地域に根ざした小児医療を行える体制を整備

4 災害医療

- ・災害発生時に患者や被災者を受け入れ
- ・医療資器材や医薬品、食材の備蓄

5つの疾病に対応

1 悪性新生物

- ・がん検診機能の充実による早期発見
- ・早期がんを中心に外科的治療や疼痛ケア、化学療法等を中心的機能として位置づけ
- ・集学的医療を受けた患者の継続治療を受け入れる入院・外来機能
- ・在宅患者の支援機能として、ターミナルケアへの対応体制の整備

2 脳卒中

- ・脳ドッグによる早期発見、健診・生活習慣病対策による発症予防や再発予防を中心とした対応
- ・比較的軽症患者の初期対応を中心とし、重症者については高度急性期医療機関との連携対応
- ・在宅患者の容体急変時における一時的な入院機能の整備
- ・急性期医療後の十分なリハビリテーション機能の整備

3 心筋梗塞

- ・健診・生活習慣病対策による発症予防や再発予防を中心とした対応
- ・比較的軽症患者の初期対応を中心とし、重症患者へは高度急性期医療機関との連携対応
- ・再発予防や重症化予防を中心とした予防医療による対応

4 糖尿病

- ・教育入院や血糖コントロール、生活改善指導など、糖尿病患者の重症化予防と合併症予防を重点的機能として整備
- ・合併症が発生した患者は、重症度に応じて近隣医療機関と連携対応

5 精神疾患

- ・近隣の精神科医療機関との連携のもとで、地域住民への啓発活動や相談対応を行う。
- ・軽度な認知症患者の急性期医療対応は、近隣の精神科医療機関との連携対応

事業収支計画_年別収支計画

平成27年10月に実施した、基本計画の精査後の年別の収益的収支と資本的収支は次の表のとおりです。(繰入金の収益化をしない旧会計基準での結果)

病院経営の健全性の指標となる「収益的収支」(上段)は、8年目以降において、黒字収支となり、経営が安定化する見込みです。

資本的収支については、開院2年目から企業債の償還により、赤字収支となりますが、実際の現金の支出を伴わない減価償却費を考慮すれば、資金余剰は開院2年目から黒字となります。

(単位:百万円)

3条会計【収益的収支】		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目	15年目	20年目	
病院事業収益		(a)	2,943	3,386	3,421	3,457	3,490	3,611	3,625	3,633
医業収益		(ア)	2,798	3,243	3,279	3,315	3,351	3,478	3,501	3,502
(内訳)	入院診療収益		1,634	2,074	2,105	2,137	2,168	2,282	2,302	2,302
	外来診療収益		776	780	784	788	792	803	805	805
	その他医業収益		203	204	204	206	206	208	209	209
	一般会計繰入金①		185	185	185	185	185	185	185	185
医業外収益		(イ)	144	143	142	141	140	132	124	131
(内訳)	一般会計繰入金②		90	90	90	90	90	90	90	90
	一般会計繰入金③		54	54	53	52	50	43	34	41
病院事業費用		(b)	3,398	3,510	3,540	3,553	3,579	3,563	3,488	3,464
医業費用		(エ)	3,143	3,247	3,276	3,288	3,315	3,307	3,311	3,272
(内訳)	給与費		1,950	1,950	1,954	1,954	1,958	1,962	1,962	1,962
	材料費		369	437	442	448	453	472	476	476
	減価償却費		435	435	450	451	464	412	408	369
	その他経費		389	424	429	435	439	461	465	465
医業外費用(企業債利息等)		(オ)	254	263	264	265	265	256	177	192
医業損益		(ア)-(エ)	△ 345	△ 4	3	27	36	171	190	230
減価償却費を除く			90	431	453	479	499	583	598	599
病院事業損益		(a)-(b)	△ 455	△ 124	△ 118	△ 96	△ 89	48	137	169
減価償却前損益			△ 20	312	331	355	375	460	545	538
累積損益(病院開業前経費含む)			△ 485	△ 608	△ 727	△ 823	△ 912	△ 903	△ 251	415

4条会計【資本的収支】		4年前	3年前	2年前	1年前	1年目	2年目	10年目	20年目	
資本的収入		(c)	147	995	2,158	4,674	696	246	311	329
(内訳)	企業債		0	944	2,108	4,585	0	105	105	105
	建設費、機器等		0	944	2,108	4,585	0	105	105	105
	情報システム更新		0	0	0	0	開院後6,11,16年目に更新			
	一般会計繰入金等		147	51	51	89	696	142	207	225
(内訳)	一般会計借入金		0	0	0	0	696	0	0	0
	一般会計繰入金③		147	51	51	89	0	142	207	225
資本的支出		(d)	147	995	2,158	4,674	696	388	518	332
建設改良費			147	995	2,158	4,674	696	105	105	105
企業債等償還金(元金)			0	0	0	0	0	283	413	227
資本的収支 (c)-(d)		(e)	0	0	0	0	0	△ 142	△ 207	△ 2
資金余剰(単年度)			0	0	△ 7	△ 23	△ 20	170	253	536
資金余剰(累積)			0	0	△ 7	△ 30	△ 50	121	1,876	7,310

(再掲)一般会計繰入額	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目	15年目	20年目
3条会計(収益的収支分)	330	329	328	327	325	318	309	317
4条会計(資本的収支分)	0	142	142	171	220	207	216	225
小計	330	470	470	498	545	525	525	541
【参考】交付金見込総額	202	266	265	271	292	282	282	289

病院施設整備費用

・総事業費 約86億円

区分	整備費用(千円)	費用設定根拠
①用地取得費	804,249	償還済含む全体敷地面積:約5,500㎡
②基本設計費	69,114	国土交通告示第15号による積算
③実施設計費	104,000	国土交通告示第15号による積算
④工事監理費	60,315	国土交通告示第15号による積算
⑤建設工事費	5,373,000	199床×75.0㎡/床×360千円/㎡
⑥外構整備費	50,000	1,000㎡×50千円/㎡
⑦医療機器整備費	827,691	野洲病院の移設可能機器の活用想定
⑧情報システム構築費	310,000	他病院事例(@1,558千円/床)より199床整備想定
⑨その他費用(事務費等)	297,925	移転費用38,725千円を含む
⑩運営費(開院初年度)	695,965	開院初年度の病院事業費用3ヶ月想定
合計	8,592,259	

野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例

開院資金の確保と病院の設置場所及び運営主体を規定した基金条例を次のとおり制定しました。

(設置)

第1条 野洲市小篠原2203番1ほかにおける(仮称)野洲市民病院の整備及び市による円滑な運営に必要な資金を積み立てるため、野洲市立病院の整備及び運営に関する基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の(仮称)野洲市民病院の整備及び運営に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

野洲市 政策調整部 地域戦略課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

TEL:077-587-6141 FAX:077-586-2200 E-mail:senryaku@city.yasu.lg.jp